



# キルギス

生物多様性条約	1996/8/6 加入 1996/11/4 締約国
名古屋議定書	2015/6/15 加入 2015/9/13 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2009/6/1 加入 2009/8/30 締約国

フォーカルポイント (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2020 年 3 月 7 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
  - ① **Mr. Abdykalyk Rustamov, Director, State Agency on Environment Protection and Forestry**  
228, Toktogul Street, 720001 Bishkek, Kyrgyzstan  
Tel: +996 312 35 31 04  
Fax: +996 312 35 31 02  
E-Mail: envforest@elcat.kg, min-eco@elcat.kg
  - ② **Director, Department for International Organizations and Security Issues, Ministry of Foreign Affairs**  
57, Erkindik blvrd., Bishkek 720040, Kyrgyzstan  
Tel: +996 312 62 05 45  
Fax: +996 312 66 05 01  
E-Mail: gendep@mfa.gov.kg  
Web サイト: <http://www.mfa.gov.kg/contacts/index>  
※上記2カ所に連絡して確認したところ、②は便宜上記載しているだけであり、実際の場合①にしてほしいとのこと。
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/KG> 参照)
 

**Ms. Cholpon Alibakieva, Chief Specialist, Department of International Cooperation, State Agency on Environment Protection and Forestry**  
228, Toktogul Street, 720001 Bishkek, Kyrgyzstan  
E-Mail: min-eco@elcat.kg

※2018 年 11 月訪問時、Ms. Cholpon Alibakieva は異動しており、下記の職員が対応。  
**Mr. Musaev Almaz, Director of the Department of Protected Areas and Biodiversity Conservation, State Agency on Environment Protection and Forestry**  
228, Toktogul Street, 720001 Bishkek, Kyrgyzstan  
Tel: +996 312 54 61 05  
Fax: +996 312 54 61 15  
Mail: musaev.fauna@mail.ru
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)  
(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359311/?iso3=KGZ> 参照)  
掲載なし

## 権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2020 年 3 月 7 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）  
掲載なし
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/KG> 参照）  
掲載なし
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）  
（URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359311/?iso3=KGZ> 参照）  
掲載なし

## 遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 国内法はなし。（2019 年 3 月 14 日現在）
- ・ 「2024 年までの期間におけるキルギス共和国の生物多様性の保全に関する優先事項<sup>6)</sup>」が 2014 年に作成されている。この中で、2014 年から 2020 年までの行動計画が示されており、遺伝資源関連法令は 2020 年までに作成する予定となっている。
- ・ 「伝統的知識を保護する法律<sup>7)</sup>」が 2007 年に施行（2014 年改正）されている。
- ・ 植物遺伝資源センターでは約 2000 点の遺伝資源を保存しており、1600 点は穀物、野菜（キュウリ、トマト、キャベツ、イモ類）及び油脂作物（ヒマワリ、ダイズ、アブラナ）、400 点は果物。5 年ごとに発芽試験を行い、発芽率 70%未満の場合は種子を再増殖し保存している。（2017 年 10 月、キルギス植物遺伝資源センターから聞き取り）
- ・ 中国、タジキスタン、カザフスタン、ウクライナ、韓国、モルドバ及びチェコ等との共同研究等を行っており、日本との事例もある。（2017 年 10 月、キルギス植物遺伝資源センターから聞き取り）

## 遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 国内法令が存在しないため、相手国政府に確認しつつ遺伝資源の取得・利用の手続きを進めることが望ましい。
- ・ 食品産業・土地改良省とバビロフ研の間で植物遺伝資源の収集、保存、研究及びそれらのさらなる利用に協力することについて契約が結ばれており、この契約に基づき、キルギスにおいて栽培植物とその野生種の遺伝資源を採取する共同研究を 4 回実施し、キルギスの GeneBank とバビロフ研のコレクションのサンプルが交換されている。（2018 年 11 月、キルギス植物遺伝資源センターから聞き取り）

## 既存の枠組み

なし

<sup>6)</sup> <https://www.cbd.int/doc/world/kg/kg-nbsap-v3-en.pdf>

<sup>7)</sup> <https://wipolex.wipo.int/en/text/446337>